

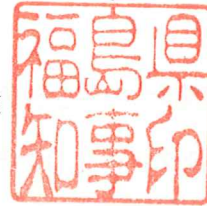
# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長野県長野市稲里一丁目5番地3

氏 名 ミヤマ株式会社  
代表取締役 南克明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日  
許可の有効年月日

平成29年 2月24日  
平成30年 4月21日

## 1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬 (積替え及び保管行為を含まない。)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①燃え殻 (特定有害産業廃棄物) ②汚泥 (特定有害産業廃棄物) ③廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物) ④廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物) ⑤廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物) ⑥銻さい (特定有害産業廃棄物) ⑦ばいじん (特定有害産業廃棄物) ⑧感染性産業廃棄物 ⑨廃PCB等 (微量PCB又は低濃度PCBに限る。) ⑩PCB汚染物 (微量PCB又は低濃度PCBに限る。) ⑪廃石棉等 ⑫廃水銀等  
以上12種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

\*\*\*\*\*

3 許可の条件

\*\*\*\*\*

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成 5 年 4 月 22 日
変更許可年月日	平成 5 年 11 月 11 日
変更許可年月日	平成 6 年 11 月 10 日
変更許可年月日	平成 7 年 11 月 9 日
変更許可年月日	平成 8 年 12 月 19 日
更新許可年月日	平成 10 年 4 月 22 日
変更許可年月日	平成 12 年 5 月 25 日
変更許可年月日	平成 12 年 9 月 6 日
変更許可年月日	平成 15 年 3 月 31 日
更新許可年月日	平成 15 年 4 月 22 日
変更届出年月日	平成 19 年 1 月 30 日 (代表者の変更)
更新許可年月日	平成 20 年 4 月 22 日

(裏面へ続く)

変更許可年月日 平成21年1月19日 (PCB汚染物の追加)  
変更届出年月日 平成25年4月1日 (PCB汚染物に限定条件付与)  
更新許可年月日 平成25年4月22日 (有効期間 平成25年4月22日～平成30年4月21日)  
変更許可年月日 平成26年3月18日 (廃PCB等及び特定有害産業廃棄物に係る有害項目の追加)  
変更許可年月日 平成26年10月6日 (PCB汚染物の限定項目の解除)  
変更届出年月日 平成28年3月18日 (法人所在地の変更)  
変更許可年月日 平成29年2月24日 (廃水銀等の追加)

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

- ①燃え殻(六価クロム化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)  
以上2項目
- ②汚泥(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)  
以上16項目
- ③廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)  
以上9項目
- ④廃酸(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、チウラム、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)  
以上18項目
- ⑤廃アルカリ(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、チウラム、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)  
以上18項目
- ⑥銹さい(カドミウム又はその化合物若しくは鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)  
以上2項目
- ⑦ばいじん(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)  
以上5項目

以上7種類

以下・余白